

令和7年（行ウ）第13号 業務委託料返還請求事件
原告 長岡裕子 被告 いわき市長 内田広之

準備書面（2）

令和8年2月5日

福島地方裁判所第一民事部合議ニ係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 大谷 好信



第1 請求の趣旨に対する答弁

（主位的答弁）

- 1 原告の請求を却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

（予備的答弁）

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 被告の主張（主位的主張）

- 1 原告の請求を却下することについて
原告の請求は、地方自治法第242条第2項に抵触する（被告準備書面（1）第2第2項）。

第3 被告の主張（予備的主張）

- 1 原告の主張を棄却することについて
原告は本件業務委託契約（「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」契約（甲1）・・・以下同じ）の締結が違法であることから本件支出命令も違法となると主張しているが、原告の主張については全て否認する。
（1）本件業務委託契約に違法性がないことについて
ア 原告は、本件業務委託契約締結は違法にされたものであるから本件支出命令も違法であるとしているが、本件業務委託契約締結は随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づき行われていることから、違法にされたものではない。

イ 契約相手方である「株式会社ふらゆもり」は、本市と「地区まちづくり計画の策定に関するパートナーシップ協定（乙第7号証）」を締結している「じょうばん街工房21」が、整備予定の（仮称）常磐地区交流拠点施設と連携した共同店舗のあり方などについて、権利者や既存商業者と対話を進めるため立ち上げたまちづくり会社であり、自分たちのまちを自分たちで守り育てていくこととし活動をしている。

本件業務委託契約における業務（以下「本件業務」という。）は「交流拠点施設エリア」の整備計画を想定し、「共同利用エリア」に関わる既存店及び新規出店の事業者や地域の方々との対話を行いながら「共同利用エリア」の土地利用計画や共同店舗のモデルプラン等を立案するもので、駅前エリア全体のマネジメント及び共同再建の支援を行うものである。

また、本件業務において「共同利用エリア」の配置場所の合意形成は、関連事業である土地区画整理事業の進捗に著しく影響を及ぼすこととなるため、円滑な合意形成が必須である。

そのため、本件業務委託契約の締結は、現地の状況に精通している地元のまちづくり会社である「株式会社ふらゆもり」が、業務内容を達成できる唯一の事業者として、随意契約により締結したものである。

ウ 本件業務委託契約を令和5年9月21日に締結後、株式会社ふらゆもりは「交流拠点に隣接する共同店舗の導入機能やモデルプランの立案等に当たっては「新・いわき湯本温泉まちづくりビジョンブック」の内容と、常磐地区のまちづくり団体であるじょうばん街工房21が提案する「人と情報のたまり場」の内容、及びこれらの作成過程での協議内容と連続した企画・提案を行う必要があり、これまでの経緯を熟知し、かつまちづくりに関する専門的な知見を有する専門家へ委託する必要があるため。」とし、令和5年10月20日に市へ再委託承諾申請書（乙第8号証）を提出している。

本件に係る再委託内容は、市と株式会社ふらゆもりの請負契約において、業務を効率化し、より良い成果物を完成させるために専門性を高めるものであることから、令和5年10月20日に市は再委託承諾申請に対し承諾を行ったものである（乙第8号証）。

原告は本件業務委託契約から約1カ月で再委託を行ったことを問題視しているが、本件に関わらず請負契約は契約工期内に業務を完了させる必要があることから、請負契約締結後早期に再委託契約や下請契約を行うことに問題性も違法性もない。

エ 本件業務委託契約に先立ち株式会社ふらゆもりから取得した見積書については、本件業務内容の核となる部分は「交流拠点施設の整備方針を見据えた基本方針、導入機能及びモデルプランの検討」であり、業務遂行のためには設計技術は必須となる。また、その他の事業者等との勉強会等の業務についても、モデルプランの検討を見据えて行う必要があり、設計技術の要素は欠かせないことから、国土交通省が決定した令和5年度の設計業務委託等技術者単価（設計技術）（乙第9号証）を用いて作成さ

れた見積書は適正なものである。

オ 本件業務委託契約がいわき市契約適正化委員会の対象となっていないことについては、いわき市契約適正化委員会の対象はいわき市契約適正化委員会設置要綱（乙第10号証）第6条第2項により「(1)予定価格が1,000万円（建築一式工事に係るものにあつては、2,500万円）以上の建設工事（設計・施工一括発注方式含む。）若しくは製造の請負、測量若しくは設計の委託又は工事用原材料の購入（以下「建設工事等」という。）に関する一般競争入札及び指名競争入札の状況」「(2)予定価格が130万円以上の建設工事等に関する随意契約の状況」などとしている。

本件委託内容は事務事業委託であるため、上記「建設工事等」には該当せず、当然にいわき市契約適正化委員会の対象となるものではない。

カ 本件業務内容について民間事業者に委託を行ったことについては、本件業務内容は「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務 特記仕様書（乙第11号証）」のとおり、「(1)既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施」「(2)権利者意向の把握及び権利状況の整理」「(3)交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能及びモデルプランの検討」「(4)事業スキーム及び資金計画の検討」「(5)スケジュールの検討」であり、そのいずれもが重要な業務である。

また、市が行うべき業務は、そのいずれもが重要な業務であり、可能な限り市職員が直接行うべきと認識している。

しかしながら、市が行うべき全ての業務を市職員が直接行うことは人員の不足や時間的制約等により不可能である。

本件業務内容は権利者や既存事業者等との多くの対話による合意形成が必須で、地域の意向を踏まえた成果とする必要があるなど、これらを踏まえた総合的判断により民間事業者に業務委託することとし、業務内容を上記イの理由により唯一達成できる事業者として、「株式会社ふらゆもり」と随意契約を行ったものであり、本件業務委託契約に違法性はない。

(2) 本件支出命令に違法性がないことについて

ア 原告は、本件業務委託契約の締結が違法であることから本件支出命令も違法となると主張しているが、上記(1)のとおり本件業務委託契約に違法性はないものの、本件支出命令だけに焦点を当てても、市財務規則（乙第6号証）第72条に基づき行われていることから、違法にされたものではない。

イ 原告は本業務委託内容の内「(1)既存店及び新規出店の事業者等との勉強会」について、株式会社ふらゆもりの実施内容が不十分であり、解除権が発生しうる状況にあつたにも関わらず漫然と支出命令を行ったとしている。

しかしながら、同業務の勉強会の範囲については、業務を進める中で市が株式会社ふらゆもりに指示を行っており、共同利用エリアでの再建を希望する参加者の理解

が深まったことや、本件業務委託の目的である共同店舗のモデルプラン等の作成が達成できたことを確認できたことから、本件業務委託において、再度の勉強会が必要ないものであると判断をしたものである。

ウ また、市の監督員が業務の進捗に応じた打ち合わせ協議において、地権者の意向や業務全体の履行状況や、その他の特記仕様書記載の業務目的や内容を満たしていると判断しながら進めたものである。

エ 更には、本件業務完了時に株式会社ふらゆもりから提出された報告書は、勉強会の実施記録や権利者意向の把握及び権利状況の整理内容、交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能、モデルプランの検討内容及び検討結果等の資料がとりまとめられており、その内容はいわき市財務規則第 160 条第 6 項の規定に基づきいわき市請負工事検査実施要綱（乙第 12 号証）に準じて指定された検査員により検査が行われ、特記仕様書に則った業務成果であったことが確認されている。

オ 本件支出命令は、本件業務委託が特記仕様書に則り業務が行われたことが確認された上で、市財務規則第 72 条に基づき行われていることから、違法にされたものではない。

以 上